

宇部市体育施設ネーミングライツ(施設命名権)パートナー募集要項

1 趣旨

宇部市では、財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化をはかるためこれをご支援いただけるネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設

中央公園テニスコート

【住 所】 宇部市神原町一丁目7番45号

【利用状況】

《令和4年度利用人員 99,921人》

《令和5年度利用人員 95,733人》

《令和6年度利用人員 101,797人》

【施設概要】

●テニスコート22面(全天候型砂入り人工芝)

・センターコート2面(夜間照明2面) 観客席436人(車イス用4席)

・屋根付コート4面(夜間照明4面) 観客席646人(車イス用20席)

・一般コート16面(夜間照明6面) 観客席1,159人(車イス用40席)

●練習コート2面(全天候型砂入り人工芝)

●管理棟(延べ床面積768.74㎡、RC造、2階建)

3 契約期間及び金額

(1) 契約期間

契約時から3年以上5年以内

(2) 命名権料

年間200万円以上(消費税及び地方消費税額を含む。)

※各年度分の命名権料を当該年度の4月末日までに支払うものとします。

4 施設愛称の提案

施設の愛称として、企業名等(略称等含む。)を付けていただきます。以下の点を留意の上、ネーミングライツパートナーとして希望する愛称を提案してください。なお、条例で定める正式名称の変更を意味するものではありません。

(1) 法人名やブランド名を含んだものも可能

(2) 公共施設にふさわしい、市民や利用者の理解を得られるようなもの

(3) 対象施設の設置目的がイメージできるもの

(4) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

カ その他、愛称として表示することが適当でないと認められるもの

(5) 契約期間中における愛称の変更はできません。

5 ネーミングライツパートナーのメリット

(1) 宇部市が指定する箇所に、愛称表示の看板を設置・表示することができます。

(法令等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。)

(2) 1年間に1日、施設の無料使用ができます。

日程については、事前に協議していただくことになります。

(3) 宇部市の広報紙やウェブサイトで、決定した愛称を記載し、その愛称の定着と普及を図ります。

(4) 対象施設の愛称や写真については、ネーミングライツパートナーとなる法人の広報、広告・販売促進等のために使用することができます。

(5) 契約終了年以降の契約継続に関しては、優先交渉権が与えられます。

6 名称変更に伴う費用負担名称変更に伴う費用負担

(1) 看板の設置、撤去及び維持管理に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

(2) 道路標識等の案内表示の名称変更については、道路管理者等関係機関との協議は宇部市が行いますが、変更に必要な費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7 応募要件応募要件応募要件応募要件

(1) 法人その他団体（以下「法人等」という。）又は個人が応募できます。

(2) 次の事項に該当する法人等又は個人は、応募ができません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される法人等又は個人

イ 風俗営業類似の事業を行う法人等又は個人

- ウ 消費者金融に係る事業を行う法人等又は個人
- エ たばこに関する事業を行う法人等又は個人
- オ ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係る事業を行う法人等又は個人
- カ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業を行う法人等又は個人
- キ 宇部市から入札参加資格停止措置を受けている法人等若しくは個人又は宇部市から不利益処分を受けている法人等若しくは個人
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
- ケ 国税、県税、市税を滞納している又は正当な理由がなく市に対する債務を履行していない法人等又は個人
- コ 次のいずれかに該当する個人
 - （ア）成年被後見人
 - （イ）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 条）第 11 条に規定する準禁治産者
 - （ウ）被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （エ）民法第 17 条第 1 項の規定により契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （オ）営業の許可を得ていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （カ）破産者で復権を得ない者
 - （キ）暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- サ その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる法人等又は個人

8 募集期間及び応募時の提出書類

（１）募集期間

随時

※第一申込者を受けた日に一旦締め切ります。

（２）提出書類

ア 法人等の場合

- （ア） 宇部市体育施設ネーミングライツパートナー申込書
- （イ） 誓約書
- （ウ） 法人等の定款、寄附行為その他これらに類する書類

(エ) 登記事項全部証明書（ただし、法人格のない団体の代表者が個人である場合は、住民票を提出してください。）

(オ) 決算報告書

イ 個人の場合

(ア) 宇部市体育施設ネーミングライツパートナー申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 住民票

(エ) 所得の状況を証明する書類（確定申告書の写し、源泉徴収票など）

※官公庁が発行する書類は、過去3箇月以内に発行されたものに限り（コピー不可）。

※選定時等、必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

※持参・郵送のいずれか。電子メール、FAXでの提出は、受け付けません。

9 選定方法

命名権料、施設名称案、その他の要素を総合的に判断して選定します。選定結果は、記者発表します。

10 申込み・問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

電話：0836-34-8628 FAX：0836-22-6083

メール：sports@city.ube.yamaguchi.jp

【参考】 宇部市体育施設ネーミングライツパートナーの状況

恩田運動公園野球場

ネーミングライツパートナー名：ユーピーアール株式会社

施設の愛称名：ユーピーアールスタジアム

（契約期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日）